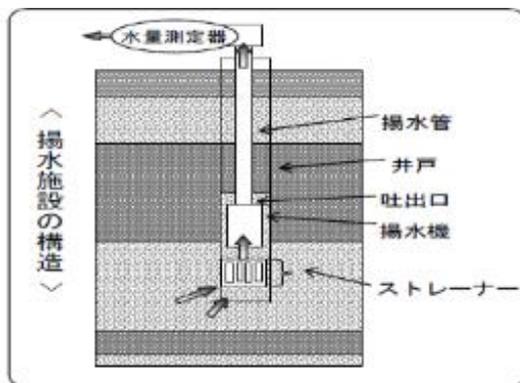


地下水を利用する皆様へ

揚水施設（動力を使用する井戸）を設置・変更・承継・廃止する場合は、遠軽町環境保全条例により届出が必要になります。

■届出が必要な施設規模

- ・吐出口の断面積（2口以上ある場合は合計）が6 cm²以上のもの



■届出が不要な場合 ※下記以外の揚水施設は届出が必要です。

- ・温泉法の許可を受けた動力装置
- ・工業用水法に規定されているもの（製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業）
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律に規定されているもの（冷房設備、水洗便所その他政令で定めるもの）
- ・北海道公害防止条例に規定する揚水施設
- ・消火用のみに利用する施設
- ・建設作業その他臨時的な施設で、町長が認めたもの

■設置者が行うこと

- ・揚水施設設置届出書の届出
- ・環境への負担を減らすため、節水等に努めること
- ・吐出口の断面積（2口以上ある場合は合計）が19 cm²以上の方、町長が地盤沈下又は地下水の低下の恐れがあると判断した方は揚水量等を測定し結果を記録・保存すること。

■届出の内容（カッコ書きは事業場等場合） ※正本と副本の2部を提出

- ・氏名及び住所（法人に当たっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ・地下水の用途
 - ・揚水施設の設置の場所
 - ・揚水施設の井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
 - ・揚水施設の設置工事予定年月日及び使用開始予定年月日
 - ・揚水施設の概要を記載した書類
 - ・揚水施設の構造図
 - ・揚水施設の設置場所を示す図面
- ・工場又は事業場に常時勤務する従業員の数
 - ・環境保全のための組織及び責任者の氏名
 - ・工場又は事業場の事業経歴書
 - ・工場又は事業場の給排水に係る平面図
 - ・工場又は事業場の周囲100mの見取り図

■その他

- ・届出様式は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
なお、ホームページからもダウンロードできます。

【届出・お問い合わせ先】

- 遠軽地域 099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽町役場民生部住民生活課 TEL(0158)42-4812
 - 生田原地域 099-0701 紋別郡遠軽町生田原339番地1
遠軽町役場生田原総合支所地域住民課 TEL(0158)45-2011
 - 丸瀬布地域 099-0203 紋別郡遠軽町丸瀬布中町115番地2
遠軽町役場丸瀬布総合支所地域住民課 TEL(0158)47-2211
 - 白滝地域 099-0111 紋別郡遠軽町白滝138番地1
遠軽町役場白滝総合支所地域住民課 TEL(0158)48-2211
 - ★ホームページ <https://engaru.jp>